

令和元年

桑折町農業委員会会議録

第6回総会

令和元年6月14日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和元年6月14日 午後2時30分

2. 場 所 桑折町役場 第一会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 安 永 吉 克	2 古 川 清
3 佐 藤 徳 雄	4 小 野 策 七
5 朽 木 泰 男	6 佐 藤 親
7 浅 野 国 英	8 後 藤 益 男
9 浅 尾 日 出 夫	10 朽 木 直 博

農地利用最適化推進委員

桑折 井 浦 成 晴 松原・成田 佐 藤 春 雄

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員2名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第6号 農地法施行規則第32条第1項第1号の規定による農地転用届出
について

議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によ
る農用地利用配分計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 朽木紀夫
係長 石幡勝弘
主任主査 鈴木克仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会長

ただ今から令和元年第6回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第9条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会長

議事録署名委員を指名いたします。

2番 古川 清 委員

3番 佐藤 徳雄 委員

会長

それでは、総会日程第2の報告第5号「農地法第5条第1項6号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【報告第5号、農地法第5条届出 整理番号1～3を朗読後、説明】

市街化区域内の農地について、3件の届出がありました。

内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務局長専決により受理したため報告します。

会長

ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

会 長

特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

次に、報告第6号「農地法施行規則第32条第1項第1号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【報告第6号、農地法施行規則第32条届出 整理番号4を朗読後、説明】

200㎡未満の農業用施設への転用届出が、1件ありました。

内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務局長専決により受理したため報告します。

会 長

ただいまの報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

会 長

特に発言がないようですので、以上で報告第6号を終わります。

次に、議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第10号、農地法第5条 整理番号5、6を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

整理番号5については、農地判定により「農用区域内にある農地」の判断となります。「農用区域内にある農地」は原則として許可できませんが、例外的に許可ができる「農用地利用計画において指定された用途（農業用施設事業等）に供する場合」に該当します。

整理番号6については、農地判定により第1種農地の判断となります。第1種農地は原則として許可できませんが、例外的に許可ができる「既存施設拡張事業」に該当します。

会 長

ただいまの説明に関連して、整理番号5について、地区担当である井浦 成晴推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

井浦委員

整理番号5について、現地を確認してきました。

申請地の周辺は農地に面しており、東側には自作地が隣接しています。

譲受人は、申請地の近くで牧場を経営しており、そこから出る堆肥を置く場所が不足し、敷地内で処理できない状況であることから、堆肥舎を造り、また、露天わらロール置場として利用したいとのことでした。

申請地は、平坦な農地であり、雨水については、建物周辺に集水柵を設置するとともに、堆肥舎や作業スペース周囲にU型側溝を設置し、地下浸透柵に集水して処理することから、土砂の流出や、隣接農地への被害が生ずる恐れはないと思われまます。また、隣接農地の所有者からは、同意を得ているとのことでした。

今回申請のあった農地について、堆肥舎や露天わらロール置場のために転用しても、周辺の農地への影響はないと思われまます。

会 長

ありがとうございました。次に整理番号6について、地区担当である佐藤 春雄推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

佐藤委員

整理番号6について、現地を確認してきました。

申請地の周辺は自作地で桃を栽培しており、東側は申請者の宅地に面している土地であります。

現在まで二世代で住んでおりましたが、四世代で住むことになったことから、増築する必要があり、敷地の一部を拡張したいとのことでした。

申請地は、従来から物置や車庫が、宅地と農地にまたがっており、農地転用許可を受けずに使用していた経過があります。申請人はこのことに対し、深く反省し、今後このような違法行為はしないと申し立てておられます。

今回申請のあった農地について、農家住宅増築に伴う敷地を拡張するために転用しても、周辺の農地への影響はないと思われまます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第10号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第11号、農業経営基盤強化促進法 整理番号7（利用権設定） 朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号7の計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第12号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第12号、農地中間管理事業の推進に関する法律 整理番号8（配分計画）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号8の農用地利用配分計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、妥当であると考えます。

会 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

以上を持ちまして、6月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和元年第6回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時50分）